

社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会の役員、評議員、評議員選任・解任委員会、各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償等に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の会長の報酬は、月額60,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償を支給する。

- (1) 理事会への出席
- (2) 業務監査への出席
- (3) 評議員会への出席
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 部会又は委員会への出席
- (6) その他会長が必要と認めたものへの出席

2 費用弁償の額は、日額3,500円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、会長及び牧之原市職員の身分を有する役員等は、費用弁償の支給対象としない。

(旅費)

第4条 役員等がその業務を遂行するために旅行したときは、牧之原市社会福祉協議会旅費規程（平成17年10月11日制定）第2条の規定により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月5日から施行する。

この規程は、平成29年6月12日から施行する。